

ろう。

3 節はいわゆる二重予定をはっきりと述べている箇所である。しかしながら、この告白の二重予定の叙述は非常に慎重である。二重予定は通常「選び」と「遺棄」という概念を用いて説明されるが、「遺棄する・遺棄された者」を意味する *reprobate* という語は避けられており、「予定する」(*predestinate*) という語は、救いへの予定についてのみ使われていて、滅びへの予定とよばれるものについては、*foreordain* ('あらかじめ定める' と訳された) という語がわざわざ選ばれている。このような用語法はカルヴァンよりも慎重である。この二つの語はことばそのものとして意味の違いはほとんどないが、一貫して用語を使い分けることによって、事柄そのものが違うことを示そうとしていることは疑えない。ウェーバーもそのことを自覚してであろうか、わざわざ原語を付記しているのである。

5 節は永遠の生命への予定、つまり選びが、神の恵みと愛にもとづく主権的決定であって、人間の側の何ものにもよらないということを述べているが、これはカルヴァニズムの五要點の第二点「無条件的選び」(Unconditional Election)、ドルト信条の第一の教理、に相当するものである。ウェーバーは神の主権的決定ということに注目させようとしているようであるが、選びの恩恵性に気付かないはずはないだろう。

7 節は 5 節の「選び」と対応して、いわゆる「遺棄」の問題を扱うが、「選び」の場合と同様、それがまったく神の主権的決定であることが言われている。しかし子細に見ると、両者はパラレルな対応をなしてはいないことがわかる。選びの場合、動因として神の恵みと愛がいわれ、また選びはキリストにおいてといわれるが、遺棄にはそれに対応するものがない。さらに大きな相違は、選びの場合は動詞は「選ぶ」(choose) 一つであるが、遺棄の場合、動詞が「見過ごす」(pass by) と、恥辱と怒りとに「定める」(ordain) と二つ用いられていて、遺棄には二つの面のあることが明らかにされていることである。そして、「見過ごし」、つまり選ばれなかったことには、神の意志以外に何の理由・根拠も語られていないのに対して、「定め」の方には「かれらの罪のゆえに」という理

由・根拠が明示されているのである。あまりに細かい区別のようであるが、それによって、事柄が慎重な扱いを必要とするデリケートな問題であることを示そうとしていることがわかる。そして、それは引用されていない次の 8 節で詳しく述べられることである。こうしたことにウェーバーは関心をもたなかった、あるいはあえて無視したのかもしれないが、それは牧会の現場で、予定説がどのように扱われ、また受け取られたかを示すものもある。そう考えると、予定説をウェーバーのように構想して、内面的孤独感や不安感を心理的帰結として導き出し、それを議論の出発点にすることにはやはり無理があると思われるのである。

ウェーバーは第 3 章からの引用に続けて、別の二つの章からの引用を付け加えている。

第10章（有効な召命について）第 1 節 神は、生命に予定したもうた人々をすべて、そしてただ彼らだけを、定めてよしとされる時に、〔生まれながらの罪と死との状態から、イエス・キリストによって、恵みと救いに、〕御言葉と御靈とによって、有効に召すことよしとしたもう。〔すなわち、彼らの知性を靈的に、救いに至るよう照らして、神の事柄を理解させ、〕彼らの石の心を取り去って、(やわらかな) 肉の心を与える、彼らの意志を新たにして、全能の御力によって、善なるものの方に向かわせたもう……。〔〔 〕内はウェーバーが省略しているところを補ったものである。〕

第 5 章（摂理について）第 6 節 神が、正しい審判者として、以前の罪のゆえに、盲目にし、かたくなにしたもう邪悪で不敬虔な人々についていえば、神は彼らに恵みを与えるのを控え、それによって彼らの悟性が照らされ、心が動かされることのないようにし、のみならず、時には彼らがもっていた賜物をも取り去り、彼らの腐敗のために罪の機会となるような事柄の前に彼らを置かれる。さらに、彼らをみずから欲情とこの世の誘惑とサタンの力に引き渡し、その結果彼らは、神が他の人々の心を和らげるのに用いたもう手段によってさえも、みずからをかたくなにすることになるのである。